

国地達第 13 号

平成 25 年 2 万 5 千分 1 地形図図式（表示基準）の一部を改正する達を次のように定める。

令和 8 年 3 月 30 日

国土地理院長 河瀬 和重

平成 25 年 2 万 5 千分 1 地形図図式（表示基準）の一部を改正する達

平成 25 年 2 万 5 千分 1 地形図図式（表示基準）（平成 26 年 国地達第 15 号）の一部を次のとおり改正する。

平成 2 5 年 2 万 5 千分 1 地形図図式
(表示基準)

国 土 地 理 院

2万5千分1地形図図式（表示基準）

目 次

第1章	総 則	1
第1節	総 則	1
第1条	目 的	1
第2条	地形図の性格	1
第3条	運用に関する指示	1
第2節	表示の原則	1
第4条	表示する事項	1
第5条	表示の原則	1
第6条	表示事項の取捨選択及び色設定	1
第7条	記号及び注記の表示	2
第8条	表示事項の転位	2
第3節	地形図の規格	2
第9条	位置の基準	2
第10条	投影法	2
第11条	地形図の区画及び図名	2
第12条	整 飾	3
第2章	表示項目とその適用	4
第1節	測量の基準点及び標高	4
第13条	測量の基準点及び標高	4
第14条	注記の原則	4
第15条	基準点記号の様式	5
第2節	河川、湖沼及び海	6
第16条	河川、湖沼及び海	6
第17条	河川等の区分	6
第18条	注記の原則	6
第19条	河川等の記号の様式	7
第3節	道 路	10
第20条	道 路	10
第21条	道路幅員による区分	10
第22条	道路種別による分類	10
第23条	付属する施設等	10
第24条	表示の原則	10
第25条	注記の原則	10

第 26 条	道路の記号の様式	12
第 4 節	鉄 道	18
第 27 条	鉄道	18
第 28 条	鉄道の区分	18
第 29 条	表示の原則	18
第 30 条	注記の原則	18
第 31 条	鉄道記号の様式	19
第 5 節	建物等	25
第 32 条	建物	25
第 33 条	建物の区分	25
第 34 条	建物記号及び表示の原則	25
第 35 条	注記の原則	25
第 36 条	建物記号の様式	26
第 6 節	構造物	30
第 37 条	構造物	30
第 38 条	表示の原則	30
第 39 条	注記の原則	30
第 40 条	構造物記号の様式	31
第 7 節	植 生	34
第 41 条	植生等	34
第 42 条	植生の区分及び表示の原則	34
第 43 条	植生記号の様式	35
第 8 節	特定地区	36
第 44 条	特定地区	36
第 45 条	表示の原則	36
第 46 条	注記の原則	36
第 47 条	特定地区記号の様式	37
第 9 節	陸部の地形	40
第 48 条	陸部の地形	40
第 49 条	等高線及び表示の原則	40
第 50 条	注記の原則	40
第 51 条	陸部の地形の記号の様式	41
第 10 節	水部の地形	45
第 52 条	水部の地形	45
第 53 条	等深線及び表示の原則	45
第 54 条	注記の原則	45
第 55 条	水部の地形の記号の様式	46
第 11 節	境界等	48
第 56 条	境界等	48
第 57 条	境界等の記号の様式	48

第 1 2 節 自然地名、行政名、居住地名	49
第 58 条 自然地名	49
第 59 条 行政名	49
第 60 条 居住地名	49
第 1 3 節 注 記	50
第 61 条 注 記	50
第 62 条 注記の表示	50
第 63 条 使用する文字	50
第 64 条 文字の色	50
第 65 条 書 体	50
第 66 条 字 形	50
第 67 条 字 大	50
第 68 条 字 隔	50
第 69 条 字 列	51
第 70 条 ふりがな	51
第 71 条 アラビア数字	51
第 72 条 注記の配置	52
第 73 条 注記の適用	56
第 3 章 付属資料（主題情報）	58
第 74 条 付属資料（主題情報）	58
附 則	60
付 録 A 整 飾	61
付 録 B 包括図	64

2万5千分1地形図図式（表示基準）

第1章 総 則

第1節 総 則

（目的）

第1条 この図式は、測量法（昭和24年法律第188号）第4条に規定する基本測量のうち、電子国土基本図（地図情報）（以下「電子国土基本図」という。）から作成する2万5千分1地形図（以下「地形図」という。）について、表示基準を定めることを目的とする。

（地形図の性格）

第2条 この図式において「2万5千分1地形図」とは、電子国土基本図を用いて、地表面の状況を縮尺1/25,000で表現した印刷機により印刷した地図をいい、国土の利用・開発・保全、地域政策、教育、レクリエーション等、広範な利用に供することを目的とする。

（運用に関する指示）

第3条 基本図情報部長は、必要があると認める場合には、この図式に基づく運用に関し指示することができる。

第2節 表示の原則

（表示する事項）

第4条 地形図に表示する事項（以下「表示事項」という。）は、電子国土基本図のうち次章に定めるものとする。ただし、必要に応じ、第3章に定める主題情報を表示することができる。

（表示の原則）

第5条 地形図の表示事項は、電子国土基本図の表示位置及び属性に応じて、正射影の位置又は緯線に直立させて表示する。ただし、別に定める場合、表示位置及び属性を変更して表示することができる。

（表示事項の取捨選択及び色設定）

第6条 表示事項は、地形図への表示を考慮して、適切に取捨選択する。個々の表示は、次章以下に定めるものとする。

- 2 記号の色は、プロセスカラー印刷の基本色(CMYK)の各要素を101段階で指定した次章で定めるものとし、必要に応じて第3章に定める表示記号から選択できるものとする。

(記号及び注記の表示)

第7条 地形図は、次章以下に定める記号及び注記を表示する。記号の表示位置は、別に定めのある場合を除き、次の各号によるものとする。

- 一 記号が重複する場合は、それぞれを重ねて表示する。ただし、立体関係にある場合は、下方のものを間断するなどして表示する。
- 二 道路、鉄道及び建物が近接する場合は、記号を接するか又は必要に応じて現況と著しく異なることのない程度に離して表示する。

(表示事項の転位)

第8条 表示事項の表示位置は、やむを得ない場合に限り、次の各号に掲げる必要最小限の転位を行うことができる。

- 一 表示事項の形状及び関係位置は、転位によって現況と著しく異なることのないようにしなければならない。
- 二 転位の優先順位は、以下のとおりとする。

電子基準点・三角点>海岸線・1条河川>道路>鉄道>2条河川>建物・構造物等の人工物>崖等自然物>植生>行政界・注記等の無形物

- 三 転位する場合の平面位置の移動は、図上0.5mm以内とする。ただし、やむを得ない場合に限り、図上1.2mmまで移動させることができる。

第3節 地形図の規格

(位置の基準)

第9条 地形図の位置の基準は、測量法第11条の規定による。

(投影法)

第10条 地形図の投影法は、ユニバーサル横メルカトル図法とする。

(地形図の区画及び図名)

第11条 地形図1枚の区画(以下「図郭」という。)は、グリニッジ子午線と赤道の交点を基準にして、経度差7' 30" 緯度差5' 00" ごとの経線及び緯線によって区画される地域(以下「基本区画」という。)に、隣図との重複部を合わせた区域を原則とする。

- 2 隣図との重複部は、緯度帯によって可変とし、経度差5" ~1' 15" 緯度差20" の範囲とする。
- 3 沿岸部、離島等においては前二項の規定にかかわらず、区画を取り決めることができる。

- 4 地形図は、常にその北方の緯線を上辺とする。
- 5 「図名」とは、次の各号に掲げる基準によって定めた地形図固有の名称をいう。
 - 一 図名は、漢字 8 文字以内、かつ、読み仮名 15 文字以内で選定しなければならない。
 - 二 図名は、当該地形図に注記した居住地名のうち、最も著名なものを選定する。
ただし、図名に適した居住地名が存在しない場合は、行政名または自然地名を選定する。
 - 三 漢字で同一図名となる場合については、旧国名等を冠する。
- 6 図名は、前項の基準を著しく満たさなくなった場合を除き、原則として変更しない。

(整飾)

- 第 12 条 「整飾」とは、図郭を表示するとともに、地形図の読解に必要な事項を図郭の周辺に表示して、その内容及び体裁を整えることをいう。
- 2 整飾は付録 A 及び B に定めるものとし、その他必要な事項を基本図情報部長が定めることができる。

第2章 表示事項とその適用

第1節 測量の基準点及び標高

(測量の基準点及び標高)

第13条 測量の基準点及び標高（以下「基準点等」という。）の記号は、測量の基準点として取得された電子基準点、三角点及び水準点並びに地形等として取得された標高点、水面標高及び水深に区分する。

2 基準点等の記号は、図上10cm×10cmの範囲に5～10点を等密度になるように表示し、別に定めがある場合を除き、記号の重心を真位置に表示する。

(注記の原則)

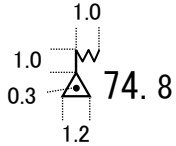
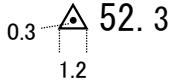
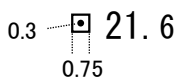
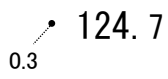
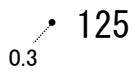
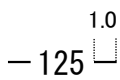
第14条 標高値を持たないものを除き、基準点等の記号には、標高値を注記する。

2 電子基準点、三角点、水準点及び現地測量による標高点の数値は、メートル以下小数点第1位で、写真測量による標高点、水面標高及び水深は、メートル単位で表示する。

3 前項に定めるもののほか、国家基準点は、必要に応じて指示点を付し、名称を注記し、標高値は、メートル以下小数点第1位で表示する。

(基準点記号の様式)

第 1 5 条 基準点の記号の様式は、次の表による。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
1	電子基準点		0.1	0,0,0,100	1.記号の位置はアンテナの位置、標高値は付属標の標高値を表示する。 2.三角記号の部分の重心を真位置に表示する。
2	三角点		0.1	0,0,0,100	1.「三角点」は、三角点、地殻変動観測点、VLBI観測点及び日本経緯度原点に適用する。 2.電子基準点が近接し、記号が重なる場合は、表示しない。 3.三角点が相互に近接し、記号が重なる場合は、一方を省略することができる。
3	水準点		0.1	0,0,0,100	1.「水準点」は、水準点及び日本水準原点に適用する。 2.トンネル内のものについては表示しない。 3.他の測量の基準点が近接し、記号が重なる等の場合は省略することができる。
4	標高点	特別標高点 		0,0,0,100	現地測量による標高点。
		標高点 			写真測量による標高点。
5	水面標高		0.1	0,0,0,100	数字左側短線の左端を真位置に表示する。
6	水深			100,0,0,0	湖沼測量による水深。

第2節 河川、湖沼及び海

(河川、湖沼及び海)

第16条 河川、湖沼及び海（以下「河川等」という。）とは、陸地内に存在する水の部分及び海をいう。なお、時期等により水の流れない部分を含む。

2 河川等は、1条河川、水涯線及び海岸線の位置並びに水面の範囲を表示するものとする。

(河川等の区分)

第17条 河川は、その幅員に基づき、1条河川及び2条河川に区分する。

2 1条河川は河川中心線により、2条河川は水涯線により表示する。

3 「河川中心線」とは、河川の接続関係を示すもので、湖沼域を含む河川の経路をいう。また、空間及び地下の経路を含むものとする。

4 水涯線及び海岸線は、陸部と水部を区画する水際をいい、陸水部においては平水時、海部においては満潮時の正射影を表示する。ただし、小さな凹凸は省略することができる。

(注記の原則)

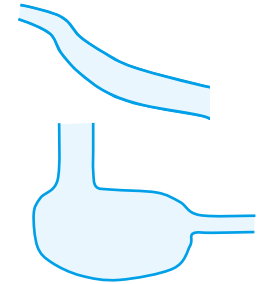
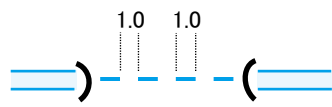
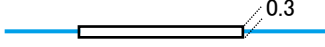
第18条 河川は主要なものについて、湖沼及び海は著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて、名称を注記する。

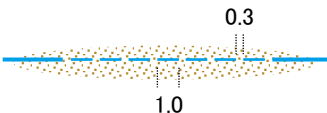
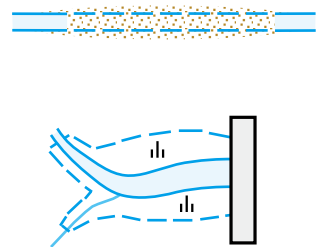
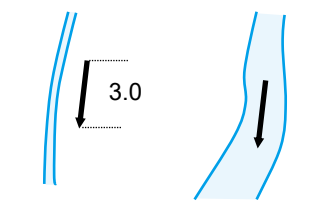
2 同一河川の異なる区間で地域によって異なる名称がある場合は、地域ごとにそれぞれの名称を注記する。また、同一区間で異なる名称がある場合には、区間が短い又は通称と判断できる一方を括弧で囲むか又は後に併記する。

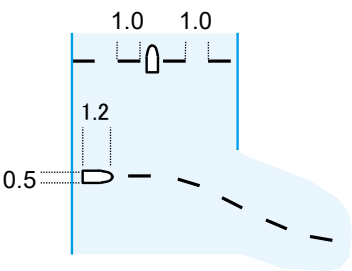
3 湖沼及び海において、同一水面に異なる名称がある場合は、一方を括弧で囲むか又は総面積の小さい名称を後に併記する。

(河川等の記号の様式)

第 19 条 河川等の記号、流水方向及び水上・海上交通記号の様式は、次の表による。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
	河川・湖沼	1. 河川は、常時流水があるものについて、1条河川及び2条河川に区分する。 2. 河川名は、長さが図上 20cm 以上で河川敷が広い場合は、河川敷の中央に注記する。湖沼名は、長辺が図上 2.0cm 以上のものについて表示する。			
7	1条河川		0.15	100,0,0,0	1. 2条河川の表示が困難な河川に適用する。 2. 道路及び土堤と交差し、地下部の長さが図上2.0mm未満の場合には、地下部を表示しない。
			0.1	60,0,0,0	地図情報レベルが 25000 未満の河川中心線については、左図のように線幅を細くかつ淡色で表示することができる。
8	2条河川・湖沼		0.1	水涯線 100,0,0,0 面の色 10,0,0,0	川幅が1.0m以上の河川に適用する。ただし、5.0m未満の河川において、表示が困難な場合には、1条河川を適用することができる。なお、水部と接する岩記号との境界は非表示とする。
9	地下の水 路	1条  データ取得レベルが2500 データ取得レベルが25000 2条 	0.1 0.15 0.1	100,0,0,0	1. 河川中心線を破線で表示する。ただし、図上の長さ2mm未満の地下の水路の経路は、表示しない。 2. 地下の水路の出入り口には、坑口記号を表示する。 3. 地図情報レベルが25000未満の河川中心線については、1条河川の適用に準じる。
10	空間の水 路		0.1	0,0,0,100	河川中心線を中心として記号を表示する。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
	枯れ川及び流水型ダムの洪水時最高水位	1.時期等により水の流れない部分に適用する。 2.枯れ川は、接続する1条河川及び2条河川に準じて、1条の枯れ川及び2条の枯れ川に区分する。ただし、長さ図上1.0cm未満の枯れ川は、省略し河川として表示する。また、流路及びその周囲に砂れき地を必要に応じて表示する。 3.流水型ダムの洪水時最高水位が示す範囲には、平常時の流路及び現況を併せて表示する。			
11	1条の枯れ川		0.15	100,0,0,0	河川中心線を破線で表示する。
12	2条の枯れ川及び流水型ダムの洪水時最高水位		0.1	100,0,0,0	枯れ川水涯線及び流水型ダムの洪水時最高水位を破線により表示する。
13	海岸線		0.1	水涯線 100,0,0,0 面の色 10,0,0,0	満潮時の陸地と海面との境界を表示する。ただし、水部と接する岩記号との境界は非表示とする。
14	流水方向		0.2	0,0,0,100	1.河川の流水方向が読図しにくい場合に表示する。 2.河川の内部に記号を表示できない場合には、河川の外側に近接させて表示する。 データ位置に実線を表示し、終点位置に矢印記号を表示する。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
15	水上・海上交通		0.1	0,0,0,100	1.水上・海上交通は、河川等において、人又は車両等を運搬する定期航路を表示する。ただし、遠距離フェリーの待合所等は「フェリー発着所」と注記する。 2.航路がおおむね1,000m以上の場合、発着地点に、船舶の記号を進行方向に一致させて表示し、発着地点から500m程度の航路を表示する。 3.航路がおおむね1,000m未満の場合は、航路全体を表示し、中心付近に船舶の記号を航路に直交させて表示する。ただし、河川においては、記号の先端を上流に向けて表示する。

第3節 道路

(道路)

第20条 「道路」とは、人や自動車等のために設けた通路をいい、トンネル、橋、分離帯等道路に付属する施設等を含む。

(道路幅員による区分)

第21条 道路は、徒歩道を除き道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条に規定する歩道、自転車道、自転車歩行者道、車道、中央帯、路肩、軌道敷、交通島及び植樹帯で構成される道路の部分の最も外側の線（植樹帯が最も外側にある場合にあっては、当該植樹帯を除いた道路の部分の最も外側の線。以下「道路縁」という。）の間を幅員とし、道路中心線の幅員区分及び実幅員に基づき、記号道路及び真幅道路により区分して表示する。

(道路種別による区分)

第22条 道路は、次の各号により分類する。

- 一 高速道路、国道、都道府県道及びその他の道路
- 二 有料道路と有料道路以外の道路

(付属する施設等)

第23条 「付属する施設等」とは、道路に付属する施設等で次に掲げるものをいい、道路中心線が保持する属性により分類する。

分離帯
道路橋
トンネル
雪覆い等
庭園路等
石段

(表示の原則)

第24条 道路の記号は、道路中心線の位置に表示する。また、幅員及び付属する施設等は、状態及び機能に応じた属性から適切な記号を表示する。

- 2 記号幅以下の間隔で複数の道路が近接している場合は、道路の片側の道路縁を重ねて表示することができる。
- 3 記号幅以下の間隔で複数の道路と鉄道が近接している場合は、幅員3m以上の道路及び真幅道路の片側の道路縁と鉄道記号を重ねて表示することができる。

(注記の原則)

第25条 道路及び付属する施設等の名称は、高速道路、有料道路、専用道路、主要な街道等に注記し、注記方法は次の例による。ただし、市街地等で他の表示事項と

錯雑するため注記することが困難な場合は、省略することができる。

〇〇自動車道路、△△有料道路、□□街道、自転車専用道路、☆☆トンネル

2 坂、峠等の名称は、道路に付属する施設等の名称に準じ、主要なものを注記する。

3 インターチェンジ等の名称は、次の例に準じて略称注記とする。

〇〇インターチェンジ→〇〇 I C

△△ジャンクション→△△ J C T

□□サービスエリア→□□ S A

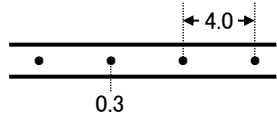
××パーキングエリア→×× P A

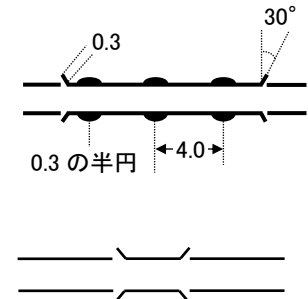
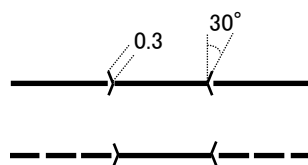
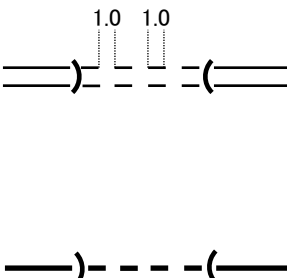
◇◇スマートインターチェンジ→◇◇ S I C

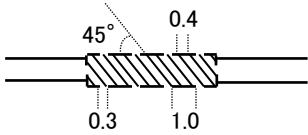
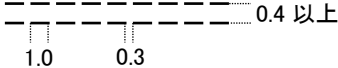
第 26 条 道路の記号の様式は、次の表による。

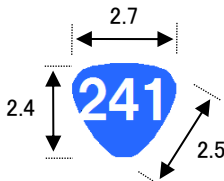
12

番号	名 称	様 式			適 用														
		記 号	線幅	色															
22	高速道路			0,0,0,100 70,0,70,0	1.「高速道路」は、高速道路番号が付与された道路及び都市高速道路に適用する。 2.高速自動車国道については、名称を注記する。 3.都市高速道路については、名称及び路線番号を、以下の例に準じて注記する。 <table><thead><tr><th>公 称</th><th>表示例</th></tr></thead><tbody><tr><td>・首都高速道路</td><td>首都高速川口線、首都高速一号線</td></tr><tr><td>・名古屋高速道路</td><td>高 速 一 号 桶線、高速都心環状線</td></tr><tr><td>・阪神高速道路</td><td>阪神高速一号環状線</td></tr><tr><td>・広島高速道路</td><td>広島高速一号線</td></tr><tr><td>・北九州都市高速道路</td><td>都市高速道路</td></tr><tr><td>・福岡都市高速道路</td><td>都市高速一号香椎線、都市高速環状線</td></tr></tbody></table> 4.記号内部を所定の色で塗り潰して表示する。ただし、トンネル内は表示しない。	公 称	表示例	・首都高速道路	首都高速川口線、首都高速一号線	・名古屋高速道路	高 速 一 号 桶線、高速都心環状線	・阪神高速道路	阪神高速一号環状線	・広島高速道路	広島高速一号線	・北九州都市高速道路	都市高速道路	・福岡都市高速道路	都市高速一号香椎線、都市高速環状線
公 称	表示例																		
・首都高速道路	首都高速川口線、首都高速一号線																		
・名古屋高速道路	高 速 一 号 桶線、高速都心環状線																		
・阪神高速道路	阪神高速一号環状線																		
・広島高速道路	広島高速一号線																		
・北九州都市高速道路	都市高速道路																		
・福岡都市高速道路	都市高速一号香椎線、都市高速環状線																		
23	国道			0,0,0,100 0,55,35,0	1.「国道」は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第2号に規定する一般国道に適用する。 2.記号内部を所定の色で塗り潰して表示する。ただし、トンネル内は表示しない。														
		 0.4 		0,0,0,100 0,55,35,0	軽車道・徒歩道は、図上幅0.4mmで背景を所定の色で塗り潰して表示する。ただし、トンネル内は表示しない。														

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
24	都道府県道			0,0,0,100 0,0,35,0	1.「都道府県道」は、道路法第3条第3号に規定する道路に適用する。 2.記号内部を所定の色で塗り潰して表示する。ただし、トンネル内は表示しない。
				0,0,0,100 0,0,35,0	軽車道・歩道は、図上幅0.4mm で背景を所定の色で塗り潰して表示する。ただし、トンネル内は表示しない。
25	有料道路			0,0,0,100	1.「有料道路」は、車両に対して通行料を徴収する道路に適用する。 2.図上の長さ3.0mm以上のものについて、円点記号を表示する。ただし、幅員3m未満の道路及びトンネル内は円点記号を表示しない。 3.分離帯のある有料道路は、分離帯記号と円点記号を重ねて表示する。 4.有料道路は、原則として公称を注記する。ただし、通称の方が著名な場合は、公称の後ろに通称を括弧書きすることができる。 5.有料道路記号が表示できない有料の橋及びトンネルの注記は、次のとおりとする。 例:○○橋(有料) ○○トンネル(有料)
26	分離帯		0.1	0,0,0,100	「分離帯」は、道路内を上下線に分ける構造物に適用し、実線で表示する。道路幅が13m未満の道路については省略することができる。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
27	道路橋	記号幅員 0.3mm 以上の道路 	0.15 又は 0.1	0,0,0,100	1.「道路橋」は、河川等にかかる橋、立体交差部及び高架部に適用し、道路中心線の種別が橋梁の区間を表示する。 2.橋の始終点位置は、披開部の先端を結んだ中心とする。 3.長さが、図上2.0cm以上の橋及び高架部は、橋床部を示す半円点を表示する。 4.道路橋の名称は、長さがおおむね図上1cm以上のもの、著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて、注記する。
		記号幅員0.3mm未満の道路 	0.2 (道路部) 0.1 (披開部)	0,0,0,100	1.徒歩道の場合も、橋梁部を実線で表示する。 2.橋の始終点位置は、披開部の先端を結んだ中心とする。
28	トンネル（道路）		道路を 準用 (道路部) 0.2 (坑口)	0,0,0,100	1.「トンネル」は、地下の経路に適用する。 2.複数の道路が近接して、それぞれがトンネルとなる場合も、全て表示する。 3.長さ図上2.0mm未満のトンネルは、経路を表示しない。 4.トンネルの出入り口には、坑口記号を表示する。 5.トンネルの名称は、長さがおおむね図上2cm以上のもの、著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて、注記する。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
29	雪 覆 い 等 (道 路)		0.08 (斜線) 0.1 (外形)	0,0,0,100	1.「雪覆い等」は、雪崩、落石等を防ぐため道路上に設置されたものに適用し、道路中心線の種別が雪覆いの区間で幅員3m以上のものを表示する。 2.道路を間断し、道路中心線を中心とした記号を表示する。 3.記号幅は、道路幅が3m以上5.5m未満の道路は図上0.6mm、5.5m以上25m未満の道路は図上1.0mm、25m以上の道路は、道路幅を図上0.1mm単位で縮尺化して表示する。 4.複数の道路が、一つの雪覆い等を兼ねるなど、表示時に複雑な形状を表現する必要がある場合は、雪覆い等の形状を無壁舎記号を準用して表示する。
30	庭園路		0.1	0,0,0,100	1.「庭園路」は、公園、住宅地等で自動車の通行を規制している道路及び工場等の特定の敷地内道路に適用し、道路中心線の種別が庭園路の区間を表示する。 2.記号幅は幅員5.5m未満の道路は図上0.4mm、5.5m以上13m未満の道路は0.5mm、13m以上19.5m未満の道路は0.8mm、19.5m以上の道路は図上幅0.1mm単位で縮尺化して破線で表示する。
31	石 段		0.1	0,0,0,100	1.「石段」は、交通を目的として傾斜地に設置された階段状の構造物に適用し、道路中心線の区分が石段の区間を表示する。 2.記号幅は、幅員5.5m未満の道路は図上0.4mm、5.5m以上13m未満の道路は0.5mm、13m以上19.5m未満の道路は0.8mm、19.5m以上の道路は図上幅0.1mm単位で縮尺化して表示する。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
32	国道番号			白抜き数字 0,0,0,0 面の色 100,50,0,0	1.一般国道の路線番号を表示する。 2.国道の重複区間については錯雑する場合を除き、複数表示することを原則とする。

第4節 鉄道

(鉄道)

第27条 「鉄道」とは、車両の走行のため、レール等を設けた軌道及び索道をいい、駅、トンネル、橋等の鉄道に付随する施設を含む。

(鉄道の区分)

第28条 鉄道は、普通鉄道、地下鉄及び地下式鉄道、路面の鉄道、索道（リフト等）並びに特殊鉄道に区分する。

(表示の原則)

第29条 鉄道記号は、単線の場合は軌道の中心に、複数の軌道を有し並行する軌道間の距離が図上 0.6mm 未満の場合は、複数の軌道の間付近を1本の記号で表示する。

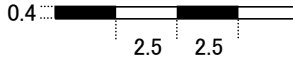
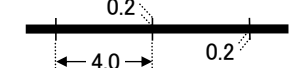
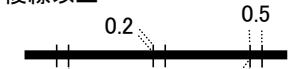
(注記の原則)

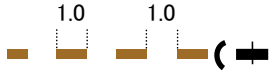
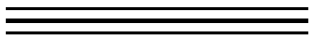
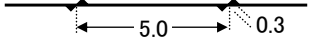
第30条 索道（リフト等）及び特殊鉄道を除く鉄道の名称は、全て注記する。ただし、市街地等で他の表示事項と錯雑するため、注記することが困難な場合は省略することができる。

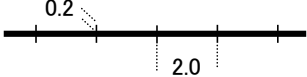
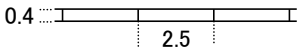
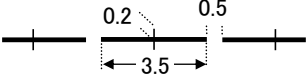
2 複数の路線を一つの鉄道として表示した場合は、適宜、選択して主要なものを注記する。

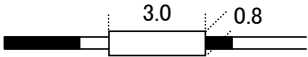
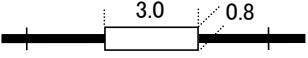
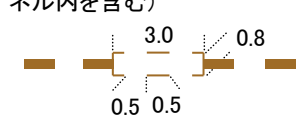
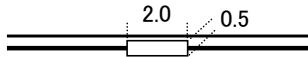
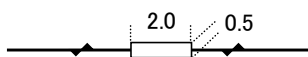
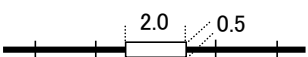
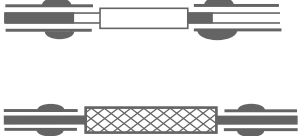
(鉄道記号の様式)

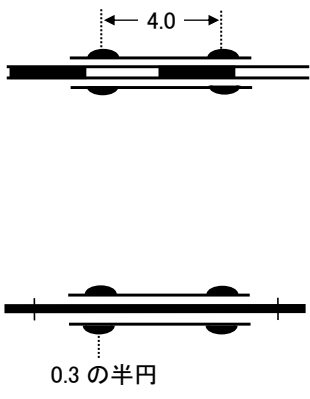
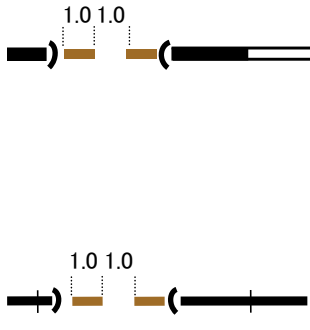
第31条 鉄道の記号の様式は、次の表による。

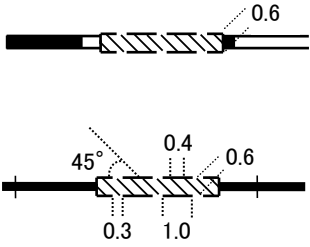
番号	名 称	様 式			適 用																								
		記 号	線幅	色																									
	普通鉄道	1. 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に基づく鉄道又は軌道法(大正10年法律第76号)に基づく軌道に適用し、地下鉄、路面鉄道となっている部分は、以下の、「地下鉄及び地下式鉄道」、「路面の鉄道」の表示方法を適用する。 2. JR線は、個々の路線名を注記する。ただし、新幹線は「○○新幹線」と注記し、新幹線が乗り入れる在来線については、在来線の名称の後ろに新幹線の名称を括弧書きする。 3. JR線以外は、鉄道名及び路線名を注記する。ただし、路線名が本線とあるものを除き、他によく知られている略称がある場合には、その略称を以下の例に準じて注記する。 <table><thead><tr><th colspan="2">公 称</th><th colspan="2">略称(注記)</th></tr></thead><tbody><tr><td>西武鉄道</td><td>—線</td><td>西武</td><td>—線</td></tr><tr><td>東京急行電鉄</td><td>—線</td><td>東急</td><td>—線</td></tr><tr><td>(札幌市)高速鉄道</td><td>—線</td><td>地下鉄</td><td>—線</td></tr><tr><td>東京地下鉄株式会社</td><td>—線</td><td>東京メロ</td><td>—線</td></tr><tr><td>都営地下鉄</td><td>—線</td><td>都営</td><td>—線</td></tr></tbody></table> 4. 貨物専用鉄道のうち、鉄道事業法に基づく専用鉄道は、鉄道名に「専用線」を付して注記し、これ以外のものは、必要に応じて「貨物線」又は鉄道名の略称を先頭に付し、「○○貨物線」と注記する。 5. 普通鉄道で、JR線とJR線以外が線路を共有して運行されている区間は、JR線の記号で表示する。				公 称		略称(注記)		西武鉄道	—線	西武	—線	東京急行電鉄	—線	東急	—線	(札幌市)高速鉄道	—線	地下鉄	—線	東京地下鉄株式会社	—線	東京メロ	—線	都営地下鉄	—線	都営	—線
公 称		略称(注記)																											
西武鉄道	—線	西武	—線																										
東京急行電鉄	—線	東急	—線																										
(札幌市)高速鉄道	—線	地下鉄	—線																										
東京地下鉄株式会社	—線	東京メロ	—線																										
都営地下鉄	—線	都営	—線																										
33	JR線	単線  複線以上 	0.1 0.4 (破線)	0,0,0,100	図上幅0.4mm、線幅0.1mmの平行線を表示し、線幅0.4mmの破線を重ねて表示する。																								
34	JR線以外	単線  複線以上 	0.3 0.1 (短線)	0,0,0,100	1. 線幅0.3mmの実線を表示し、短線を等間隔で表示する。 2. 鉄道橋及び高架部においては、単線又は複線を区別する短線を表示しない。																								

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
35	側線		0.15	0,0,0,100	1.「側線」は、普通鉄道において、列車の運行に常用する軌道以外の軌道に適用する。 2.車両基地等の軌道は、側線記号で表示する。 3.地下部分の側線は表示しない。 4.側線の名称は注記しない。
36	地下鉄及び地下式鉄道		0.3	40,60,95,10	1.「地下鉄及び地下式鉄道」は、都市内の地下に敷設された鉄道に適用し、部分的に地上に敷設されている区間(駅及び側線を含む。)は、普通鉄道記号で表示する。 2.地下の出入り口には、坑口記号を表示する。
37	路面の鉄道		0.15	0,0,0,100	「路面の鉄道」は、道路上に敷設された鉄道に適用し、単線又は複線を区別しない。
38	索道(リフト等)		0.1	0,0,0,100	1.「索道(リフト等)」は、ロープウェイ、スキーリフト、ベルトコンベヤー及びその他これに類似するものをいい、恒久的で主要なものを表示する。 2.索道(リフト等)は、特に必要な場合に名称又は用途を注記する。ただし、鉄道事業法施行規則(昭和62年運輸省令第6号)第47条第1号で規定する普通索道については、努めて名称を注記する。 3.道路又は鉄道と交差する場合は双方の記号を重ねて表示する。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
39	特殊鉄道		0.2 0.1	0,0,0,100	1.「特殊鉄道」は、貨物の輸送等、専用に敷設された鉄道のうち、鉄道事業法に基づく専用鉄道に該当しないものに適用する。 2.鉄道橋及び高架部においては、単線又は複線を区別する短線を表示しない。 3.特に必要な場合に名称又は用途を注記する。
	建設中又は運行休止中の鉄道	1.「建設中の鉄道」は、軌道等の施設が現に建設中の普通鉄道に適用し、その経路が明らかなものを表示する。 2.「運行休止中の鉄道」は、一時的に運行を休止している普通鉄道に適用する。 3.建設中又は運行休止中の鉄道の路線名及び駅名は注記しない。 4.建設中のトンネル(地下の通路)は、坑口記号のみ表示し、経路は表示しない。 5.建設中の橋及び高架部は、鉄道橋記号を準用して表示する。 6.運行休止中の鉄道における駅、トンネル、鉄道橋(高架部)、雪覆い等の表示は、普通鉄道におけるこれらの表示に係る規定を準用する。			
40	JR線		0.1	0,0,0,100	図上幅0.4mmの平行線を表示し、2.5mm間隔で短線を表示する。
41	JR線以外		0.3 0.1 (0.2)	0,0,0,100	JR線以外の普通鉄道記号を準用する。ただし、鉄道位置の実線は、破線とする。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
42	駅	JR線  JR線以外  地下鉄及び地下式鉄道(トンネル内を含む)  路面の鉄道  索道  特殊鉄道 	0.1	0,0,0,100 地下駅 40,60,95,10	1.「駅」は、旅客駅に適用し、期間を限って開設される臨時駅を含む。 2.駅は、プラットホームの図上の長さを正射影で表示する。ただし、正射影が極小(普通鉄道、地下鉄及び地下式鉄道では図上3.0mm、それ以外のものは図上2.0mm)に満たない駅は、極小の大きさで表示する。 3.待避駅、貨物専用駅、特殊鉄道の駅のうち、プラットホームのあるものについては、駅記号を表示する。 4.プラットホームに屋根のある部分は、その状態に応じて駅に替えて、無壁舎記号を表示することができる。 5.地下鉄及び地下式鉄道並びにトンネル内の駅は、記号が錯雑する場合、重要度の低いものから適宜省略することができる。 6.表示した駅の名称は、全て注記する。ただし、市街地等で他の表示事項と錯雑するため注記することが困難な場合、又は地名の注記等で駅名が判断できる場合は、省略することができる。 7.駅の名称は、正式名称に「駅」を付して表示する。正式名称の全部又は一部にカタカナ及びアルファベットが含まれる場合には、それらを用いることができる。 8.建物の中に駅があり、高架記号と接する場合及び駅が高架上にある場合は、次の例に準じて表示する。 

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
43	鉄道橋 (高架部)		0.1	0,0,0,100	「鉄道橋」は、河川等にかかる橋、立体交差部及び高架部に適用する。 - 普通鉄道、特殊鉄道、建設中又は運行休止中の鉄道記号に並行する図上幅1.0mmの平行線を表示する。 - 長さが図上2.0cm以上のものは、橋床部を示す半円点を表示する。 - 駅には適用しない。 - 鉄道橋の名称は、長さが図上2.0cm以上で主要なものについて注記する。ただし、この基準に満たないものであっても、著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについては注記する。
44	トンネル		0.3 0.2 (坑口) 0.3 0.2 (坑口)	トンネル記号 0,0,0,100 トンネル内の 経路・駅 40,60,95,10	「トンネル」は、地下の経路に適用する。 - トンネル内の経路は、線幅0.3mmの破線を表示する。 - 建設中及び長さ図上2.0mm未満のトンネルは、経路を表示しない。 - トンネルの出入り口には、坑口記号を表示する。 - 複数の路線が近接して、それぞれがトンネルとなる場合、それらをまとめて坑口記号を表示することができる。 - トンネルの名称は、長さが図上2.0cm以上で主要なものについて注記する。ただし、この基準に満たないものであっても、著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについては、注記する。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
45	雪覆い等		0.08 (斜線) 0.1 (外形)	 0,0,0,100	1.「雪覆い等」は、雪崩、落石等を防ぐため鉄道上に設置されたものに適用する。 2.雪覆い等は、鉄道記号を間断し、鉄道記号と中心をそろえて記号を表示する。 3.複数の鉄道が、一つの雪覆い等を兼ねるなど、表示時に複雑な形状を表現する必要がある場合は、雪覆い等の形状を無壁舎記号を準用して表示する。

第5節 建物等

(建物)

第32条 「建物」とは、居住その他の目的で構築された建築物をいう。

(建物の区分)

第33条 建物は、普通建物、堅ろう建物、高層建物及び無壁舎に区分する。

(建物記号及び表示の原則)

第34条 建物記号は、建物の機能を明らかにするために定めた記号とする。

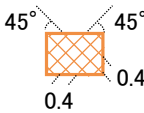
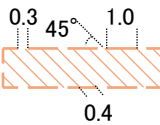
- 2 主要な公共施設は、建物記号を表示又は施設の名称等を注記する。
- 3 建物記号の表示位置等は次の各号による。
 - 一 建物内部に表示できる場合は、建物中央に表示する。
 - 二 普通建物、堅ろう建物及び高層建物の一部に建物記号を表示する場合は、その該当位置に表示する。
 - 三 建物内部に表示できない場合は、必要に応じて建物内部に指示点をおき、上、下、右、左の優先順位に基づき表示する。
- 4 都市部、合同ビル内等において、記号の表示が不適当な場合は、記号を省略することができ、同一の建物内に記号の異なる複数の機関が同居している場合は、主要なものを選択して表示する。

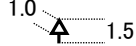
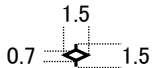
(注記の原則)

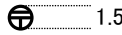
- 第35条 建物は、著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて、名称を注記する。
- 2 建物に注記した場合、建物記号は表示しない。
 - 3 ショッピングセンターの名称は、次の例に準じて略称注記とする。
○○ショッピングセンター→○○SC
 - 4 過去に起きた自然災害に関する情報を伝承する施設は、名称を注記することができる。

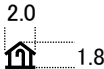
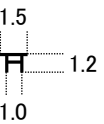
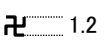
(建物記号の様式)

第 3 6 条 建物等の記号の様式は、次の表による。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
46	普通建物		0.1	建物外周線 0,55,75,0 面の色 0,25,40,0	1.「普通建物」は、堅ろう建物、高層建物及び無壁舎以外の建物に適用する。 2.普通建物が密集しているところでは、適宜、総合又は修飾して表示することができる。
47	堅ろう建物		0.2 (外形) 0.08 (斜線)	0,55,75,0	1.「堅ろう建物」は、地上3階相当以上60m未満の非木造建物に適用する。 2.堅ろう建物が密集しているところでは、拡大した記号により、まとめて表現することができる。
48	高層建物		0.2 (外形) 0.08 (斜線)	0,55,75,0	「高層建物」は、高さが60m以上の非木造建物に適用する。
49	無壁舎		0.1 (外形) 0.08 (斜線)	0,45,50,0	1.「無壁舎」は、飛行機の格納庫、市場、動物園の檻、温室、畜舎等、側壁のない建物に適用する。 2.外周を破線で表示する。 3.短辺が図上 1.0 mm未満のものが多数並んでいる場合は、全体の形状をまとめて表示することができる。 4.普通建物等と無壁舎が接している場合は、外周を接して表示する。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
50	建物記号 市役所 特別区の 区役所		0.2 0.1	0,0,0,100	市役所、東京都の区役所を表示する。ただし、支所、出張所、分館等を除く。
51	町村役場 政令指定 都市の区 役所		0.2	0,0,0,100	町村役場、政令指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市)の区役所を表示する。ただし、支所、出張所、分館等を除く。
52	官公署		0.2	0,0,0,100	1.国の機関(別に建物の記号が定められていないものに限る。)を表示する。 2.特に重要な官公署は、記号にかえて注記することができる。 3.外国の大使館等は、独立の建物を持つ施設について、記号を表示する。
53	裁判所		0.2	0,0,0,100	1.裁判所法(昭和22年法律第59号)第2条第1項に規定する下級裁判所を表示する。 2.最高裁判所は、注記する。
54	税務署		0.2	0,0,0,100	財務省設置法(平成11年法律第95号)第24条第1項に規定する税務署を表示する。
55	消防署		0.2	0,0,0,100	消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条第1号及び第2号に規定する消防本部及び消防署を表示する。
56	保健所		0.1 0.2	0,0,0,100	地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条第1項に基づき設置された保健所を表示する。
57	警察署		0.2	0,0,0,100	1.警察法(昭和29年法律第162号)第47条第1項に規定する警視庁及び道府県警察本部並びに第53条第1項に規定する警察署を表示する。 2.都道府県の警察学校は、注記する。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
58	交 番		0.2	0,0,0,100	警察法第53条第5項に規定する警察署の下部機構としての交番その他の派出所及び駐在所を表示する。
59	郵便局		0.2	0,0,0,100	日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第4項に規定する郵便局及び簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)第7条第1項に規定する簡易郵便局を表示する。ただし、地下街にあるものを除く。
	学 校	1.学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校については、記号を表示する。 2.学校教育法第1条に規定する学校のうち特別支援学校、大学(短期大学等を含む。)及び高等専門学校については、注記し記号は表示しない。特別支援学校は「養護学校」のように固有名を省略して注記し、大学は「東大」、「京大」のように略称で注記することができ、高等専門学校は固有名を省略し「高専」と注記する。			
60	小・中学校		0.2	0,0,0,100	学校教育法第1条に規定する学校のうち小学校、中学校及び義務教育学校を表示する。
61	高 等 学 校		0.2	0,0,0,100	学校教育法第1条に規定する学校のうち高等学校及び中等教育学校を表示する。
62	病院		0.1 0.2	0,0,0,100	救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条第1項に基づき告示された救急病院及び救急診療所並びに都道府県が指定する災害拠点病院を表示する。
63	博物館		0.2	0,0,0,100	1.博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館、同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設及び国立の博物館・美術館等を表示する。 2.水族館及び動・植物園等は、注記を原則とする。
64	図書館		0.15	0,0,0,100	図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第2項に規定する公立図書館を表示する。ただし、分館を除く。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
65	老人ホーム		0.2	0,0,0,100	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設のうち養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームを表示する。
66	神社		0.2	0,0,0,100	神社は、目標となるものを表示する。ただし、著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについては、注記する。
67	寺院		0.2	0,0,0,100	寺院は、目標となるものを表示する。ただし、著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについては、注記する。
68	指示点		0.3	0,0,0,100	

第 6 節 構造物

(構造物)

第 3 7 条 「構造物」とは、道路、鉄道及び建物以外の人工構造物をいう。

(表示の原則)

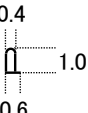
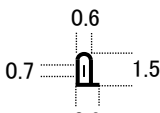
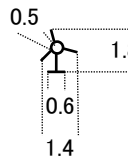
第 3 8 条 構造物が多数近接している場合は、適宜、省略して主要なものを表示する。

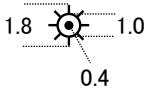
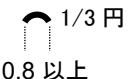
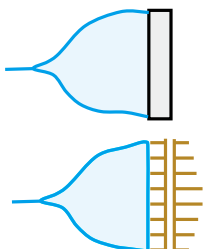
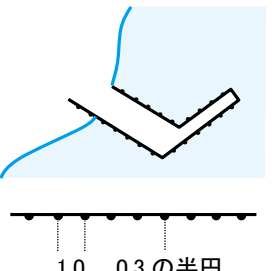
(注記の原則)

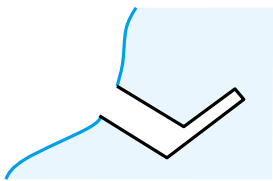
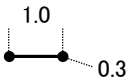
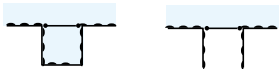
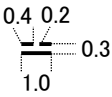
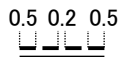
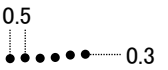
第 3 9 条 構造物は、別に定める場合を除き、著名なもの又は地域の状況を表現するため必要なものについて、固有名（第 6 1 条で規定するものをいう。以下同じ。）又は用途の説明を注記する。

(構造物記号の様式)

第40条 構造物の記号の様式は、次の表による。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
69	高塔		0.1	0,0,0,100	1.電波塔、展望台等の高い塔（送電線鉄塔を除く。）で、高さがおおむね60m以上のものを表示する。 2.基部の部分は0.8mm×0.8mm、外側四方向に向かう短線の長さは0.2mmを極小とし、高塔の大きさ及び形状にあわせ、正射影でそれぞれを適宜拡大して表示することができる。
70	記念碑		0.1	0,0,0,100	1.記念碑は、立像を含め著名なものを表示する。 2.記号の真位置は、記号下辺の陰の部分を除いた中央とする。
71	自然災害伝承碑		0.15 0.08 (中線)	0,0,0,100	1.「自然災害伝承碑」は、過去に起きた自然災害に関する情報を伝える恒久的な石碑、モニュメント等に適用する。 2.記号の真位置は、記号下辺の陰の部分を除いた中央とする。
72	煙突		0.1	0,0,0,100	1.高さがおおむね60m以上のものを表示する。 2.記号下辺の陰の部分を除いた中央を真位置に表示する。
73	風車		0.1	0,0,0,100	1.風車1基の発電出力がおおむね1000kW以上のものを表示する。 2.記号下辺の中央を真位置に表示する。
74	油井・ガス井		0.1	0,0,0,100	1.油井・ガス井は、現在採取中のもので、目標となる施設を有するものを表示する。 2.記号の重心を真位置に表示する。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
75	灯台		0.1	0,0,0,100	1.灯台は、原則として全てを表示する。 2.灯標及び航空灯台は、目標として重要なものを表示する。 3.記号の重心を真位置に表示する。
76	タンク		0.1 (外形) 0.08 (斜線)	0,45,50,05	1.水、油、ガス、飼料等を貯蔵するため地上に設置された構造物で、直径又は短辺がおおむね図上1mm以上のものを正射影で表示する。 2.多数並んでいる場合は、全体の形状をまとめて表示することができる。
77	坑口(洞口)		0.2	0,0,0,100	1.「坑口(洞口)」とは、人工の鉱坑、道路、鉄道、水路等が地下に出入りする部分及び自然に形成された穴の入口に適用し、坑口の幅が図上0.4mm以上のものを表示する。 2.坑口の幅が図上0.8mm以上のものは、正射影で表示し、図上0.8mm未満のものは0.8mmで表示する。 3.記号の両端を結んだ中央を坑口の中央の真位置とする。
78	ダム		0.1 0.1 (土崖記号)	躯体外周線 0,0,0,100 面の色 0,0,0,10	1.コンクリート製又は堅固な石積みによる規模の大きなダムを表示する。 2.土崖によるダムは、土崖記号を準用して表示する。
79	防波堤等		0.1	0,0,0,100	1.「防波堤等」は、防波堤、埠頭、突堤、河川の護岸(コンクリート製など)に適用する。 2.実線を表示し、擁壁の下方方向に、半円記号を表示する。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
80	栈橋		0.1	外周線 0,0,0,100 面の色 0,0,0,0	「栈橋」にはシーバース等を含み、地域の状況を表現するために必要なものを表示する。
81	水門		0.1	0,0,0,100	ドックは入口に水門記号を次の例に準じて表示する。 
82	せき	せき(小)  せき(大) 	0.1	0,0,0,100	1. 長さ図上1.0mm未満のものは、せき(小)記号を表示し、長さ1.0mm以上のものは、せき(大)記号を、正射影で表示する。 2. 記号の実線部を下流、破線部を上流に向けて表示する。
83	水制	 		0,0,0,100	1. 水制位置に円記号を並べて表示する。 2. 幅20m未満のものは1列、幅20m以上のものは複数列で表示する。

第7節 植生

(植生)

第41条 「植生」とは、地表面の植物の種類及びその覆われている状態をいう。

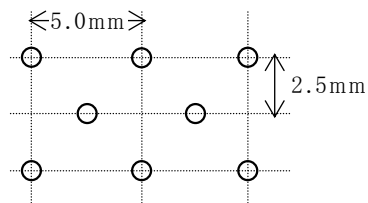
2 「植生記号」とは、植生を示す記号をいう。

3 植生記号はおおむね図上5mm四方以上の広さのものを表示し、並木、防風林等で図上幅2.0mm未満かつ長さ1.0cm以上のものは、植生記号を2.0mm間隔で表示する。

(植生の区分及び表示の原則)

第42条 植生は、耕地又は未耕地に区分する。

2 「耕地」とは、耕作して農作物を作る土地をいい、植生記号は、下図に示す間隔及び配列とすることを原則とする。

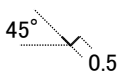
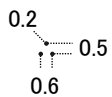
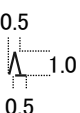
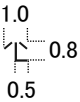
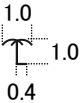


3 「未耕地」とは、耕地以外の植物が生育している土地をいい、植生記号は、図上10mm×10mmに1～2個の密度で表示する。ただし、山頂、尾根及び谷底には努めて表示しない。

4 複数の植生が混交している場合は、主な植生を表示する。

(植生記号の様式)

第43条 植生記号の様式は、次の表による。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
84	耕地	田 	0.1	100,0,0,0	田は、水稻、蓮、い草、わさび、せり等を栽培している土地に適用し、季節により畑作物を栽培する土地を含む。
85		畑 	0.1	0,0,0,90	畑は、陸稲、野菜、芝、パイナップル、牧草等を栽培している土地に適用する。
86		茶畑 		0,0,0,90	茶畑は、茶を栽培している土地に適用する。
87		果樹園 	0.1	0,0,0,90	果樹園は、りんご、みかん、梨、桃、栗、ぶどう等の果樹を栽培している土地に適用する。
88	未耕地	広葉樹林 	0.1	0,0,0,90	1. 広葉樹林は、樹高2m以上の広葉樹が、密生している地域に適用する。 2. 植林地は、樹高2m未満でも適用する。
89		針葉樹林 	0.1	0,0,0,90	1. 針葉樹林は、樹高2m以上の針葉樹が、密生している地域に適用する。 2. 植林地は、樹高2m未満でも適用する。
90		竹林 	0.1	0,0,0,90	竹林は、竹が密生している地域に適用する。
91		ヤシ科樹林 	0.1	0,0,0,90	ヤシ科樹林は、ヤシ科植物(フェニックス、シュロ、ナツメヤシ等)、大型のシダ植物(ヘゴ等)、大型の熱帯植物(タコノキ、ガジュマル等)が密生している地域に適用する。
92		ハイマツ地 	0.1	0,0,0,90	ハイマツ地は、ハイマツ(這松)など樹高の低いわい性松の密生している地域に適用する。
93		笹地 	0.1	0,0,0,90	笹地は、笹又は篠竹(しのだけ)の密生している地域に適用する。
94		荒地 	0.1	0,0,0,90	荒地は、裸地及び雑草地並びに湿地、沼地等で水草が点々と生えている地域に適用する。

第8節 特定地区

(特定地区)

第44条 「特定地区」とは、他の地区と特に区別する必要がある地区をいう。

(表示の原則)

第45条 特定地区は、区域界（以下「特定地区界」という。）又は地点により示す。

2 特定地区界に、その状況を示すため、定められた記号（第47条に示す記号のほか、第5節に示す建物等の記号を含む。）を表示する。ただし、記号が定められていない飛行場、牧場、工場、ゴルフ場、スキー場、競技場、養殖場、演習場及び演習林等は、その境が明らかなものについて、特定地区界を表示するとともに注記する。ただし、その区域内が特定の名称を有さない場合はこの限りではない。

3 地点により示される特定地区については、その地点に定められた記号の表示又は注記する。

(注記の原則)

第46条 特定地区の記号には、著名なもの又は地域の状況を表現するため必要なものについて、固有名又は用途の説明を注記する。ただし、固有名により地区の用途を特定できない場合は、必要に応じて「〇〇ゴルフ場」「〇〇温泉」等、用途が特定できる固有名を付して注記する。

2 建設中の特定地区は固有名を付さず、「ダム建設中」、「宅地造成中」等と注記する。

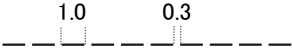
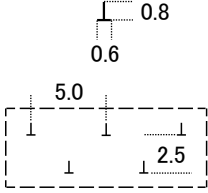
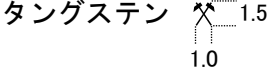
3 ゴルフ場の名称は、次の例に準じて略称注記とする。

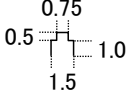
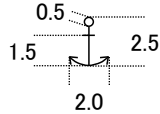
〇〇カントリークラブ→〇〇C C

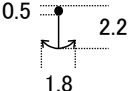
〇〇ゴルフクラブ→〇〇G C

(特定地区記号の様式)

第47条 特定地区の記号の様式は、次の表による。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
95	特定地区界		0.1	0,0,0,90	1. 特定地区の領域が、おおむね図上 5mm×5mm 以上で境界線が明らかなものを表示する。 2. 道路、鉄道、水涯線、土崖等と重なる場合は、省略する。
96	墓地		0.1	0,0,0,100	1. 敷地の大きさがおおむね図上 5mm×5mm 以上のもの又は好目標となる墓碑を表示する。 2. 墓碑を単一の記号で表示する場合の記号の真位置は、記号下辺の中央とする。
97	温泉		0.1	0,0,0,100	1. 「温泉」は、温泉法(昭和23年法律第125号)に基づく温泉及び鉱泉に適用し、主要なものを表示する。 2. 記号の下辺中央を真位置に表示する。
98	噴火口・噴気口		0.1	0,0,0,100	1. 噴火口・噴気口は、現に噴火・噴気しているもの、又は数年の休止期をおいて噴火・噴気が予測されるものについて、当該位置を表示する。 2. 記号の下辺中央を真位置に表示する。
99	採鉱地		0.1	0, 0,0,100	1. 採鉱地は、記号に添えて鉱種名(せっかい、タングステン等)を、ひらがな又はカタカナで注記する。ただし、鉱種名は主要なもの1種とし、採鉱地の注記によってその鉱種名が明らかな場合は省略する。 2. 廃坑でも、著名又は目標となるものは、記号に添えて(廃坑)と注記する。 3. 鉱口には、坑口記号を表示し、多数の坑口が存在する場合には、主要なもののみを表示する。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
100	城跡		0.1	0,0,0,100	1. 記号の真位置は、記号下部の両端を結んだ線の中央とする。 2. 著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて、注記することができる。
101	史跡・名勝・天然記念物			0,0,0,100	1. 「史跡・名勝・天然記念物」は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項に基づき指定された史跡、名勝及び天然記念物に適用する。 2. 指定区域中央又は対象物の位置に表示する。 3. 指定区域又は対象物を示す他の記号がある場合には、史跡・名勝・天然記念物記号を転位し、指定区域又は対象物を示す記号に添えて、史跡・名勝・天然記念物記号を表示する。 4. 史跡・名勝・天然記念物は、記号に添えて名称を注記する。ただし、名称が自然地名と同一で、その範囲が狭い場合は、その名称を省略し自然地名を注記する。 5. 文化財保護法第109条第2項に基づき指定された特別史跡、特別名勝及び特別天然記念物には、名称の注記に添えて「(特)」と注記する。
102	港湾		0.1	0,0,0,100	1. 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第2項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾を表示する。 2. 港域のほぼ中央位置に表示し、名称を注記する。 3. 東京港、川崎港及び横浜港で構成される京浜港のように複数の港から構成されている場合は、それぞれの構成港についても名称を注記する。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
103	漁港		0.1	0,0,0,100	1. 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和 25 年法律第 137 号)第 5 条に規定する漁港を表示する。ただし、同条に規定する第一種漁港を除く。 2. 港域のほぼ中央位置に表示し、名称を注記する。

第 9 節 陸部の地形

(陸部の地形)

第 48 条 陸部の地形は、等高線その他の記号により表示する。ただし、地形の細部については、適宜、総合又は修飾して表示することができる。

(等高線及び表示の原則)

第 49 条 「等高線」は、標高の等しい点を結んだ曲線をいう。

2 等高線は、原則として転位しない。ただし、道路等の地物が急傾斜となるなど、地形と地物の関係を著しく損なう場合には、等高線を転位することができる。

3 崖及び岩の内部の等高線は、計曲線のみ表示する。

(注記の原則)

第 50 条 等高線の数値の表示は、次の各号による。

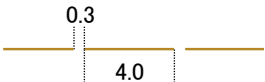
一 数値は、主として次条に定める計曲線、補助曲線及び凹地を示す等高線に表示する。ただし、平地において等高線間隔が広い場合には、主曲線に表示することができる。

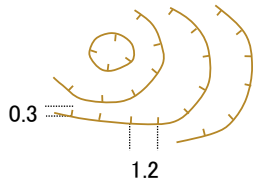
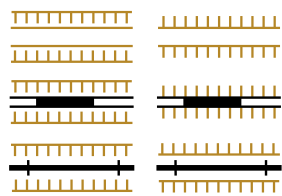
二 等高線数値は、地形の表現が妨げられない位置に表示する。ただし、曲率の大きい尾根、谷線上には表示しない。

三 表示密度は、基準点を含めて、図上 4cm×4cm に 1 点程度とする。

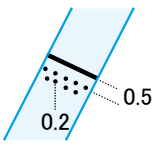
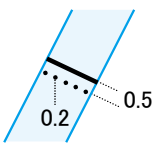
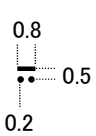
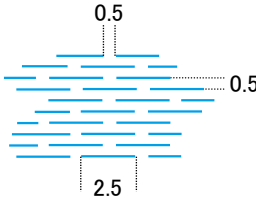
(陸部の地形の記号の様式)

第51条 陸部の地形の記号の様式は、次の表による。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
104	等高線	主曲線 	0.08	35,50,95,0	1. この節において「主曲線」は、平均海面から起算して10mごとの等高線に適用する。 2. この節において「計曲線」は、平均海面から起算して50mごとの等高線に適用する。 3. 雪覆い、石段、空間の水路、道路橋及び鉄道橋の内部並びに水部には、表示しないことを原則とする。 4. 急傾斜地において、等高線を表示することが困難な場合には、省略することができる。
105		計曲線 	0.15	35,50,95,0	
106		(等高線数値) 	4.5	35,50,95,0	等高線を間断して表示する。
107	補助曲線		0.08	35,50,95,0	1. この節において「補助曲線」は、緩傾斜地又は複雑な地形を示す地域等で補助として表示する等高線に適用し、主曲線だけでは、その特徴を表現することが不十分な部分に表示する。 2. 補助曲線は、主曲線の間を5m又は2.5mごとに表示する。 3. 補助曲線は、等高線の数値を表示する。ただし、5mごとの等高線の数値は、適宜省略することができる。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
108	凹地	(大)  (凹地内の突起部) 	0.15 0.08 (短線の部分)	35,50,95,0	1. 等高線を表示し、内側に短線を表示する。 2. 凹地内の突起部は、突起を示す最も低い等高線から短線を外方に向けて表示する。
		(小) 	0.15 0.08 0.1 (矢印)	35,50,95,0	1. 短径がおおむね図上3mm未満の凹地に適用する。 2. 高い方から最低部の方向に矢印を表示する。
109	崖	土崖  (切取部) (盛土部) 	0.1	35,50,95,0	1. 高さがおおむね5m以上かつ長さがおおむね図上2cm以上のものを表示し、それより小規模のものは必要に応じて表示する。 2. 道路及び鉄道の盛土部に、長線は表示しないことができる。 3. 幅は正射影で表示する。 4. 崖記号内の等高線は、計曲線を表示し主曲線を表示しないことを標準とする。
110	雨裂		0.2	35,50,95,0	1. 「雨裂(うれつ)」は、雨水の流れによって地表面にできる谷状の地形に適用し、長さがおおむね図上1mm以上のものを表示する。 2. 雨裂記号に接する等高線は、計曲線を間断せずに表示することを標準とする。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
111	岩崖		0.1	35,50,95,0	1.「岩崖」は、岩でできた急斜面に適用し、高さがおおむね5m以上かつ長さがおおむね図上2cm以上のものに適用し、それより小規模のものは必要に応じて表示する。 2.岩崖は、急斜面の正射影を記号の形状として表示する。ただし、射影の幅が図上1.0mm未満のものは1.0mmとする。傾斜を示す短線は、最大傾斜方向に表示する。 3.岩崖記号内の等高線は、計曲線を表示し主曲線を表示しないことを標準とする。
112	岩	(大)  (小) 	0.1	35,50,95,0	1.大きさが図上0.3mm×0.3mm以上のものを表示する。 2.図上1.5mm×1.5mm以上のものを「大」、それ未満のものを「小」として表示する。 3.岩(大)記号内は、計曲線を表示し主曲線を表示しないことを標準とする。ただし、等高線を表示又は非表示とする選択もできる。 4.斜面上に表示する岩(大)は、高い側の線を一部省略して表示する。
113	砂れき地	 0.15		35,50,95,0	大きさが図上5mm×5mm相当以上のものを表示する。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
114	滝	(大)   (小) 	0.2	0,0,0,100	1. 高さがおおむね5m以上で、常時流水があるものを表示する。 2. 領域の幅が図上0.8mm以上のものは滝(大)により、落口を実線で、その正射影の形状を点列で表示する。0.8mm未満のものは滝(小)により表示する。
115	湿地		0.1	100,0,0,0	1. 常に水を含み、土地が軟弱で湿地性の植生が生育している土地について表示する。 2. 広さがおおむね図上3mm×3mm以上又は2mm×5mm以上のものを表示する。 3. 図上1.5mm～3.0mmの長さの破線をおおむね0.5mm間隔で表示する。
116	万年雪			100,0,0,0	1. 平年の気象条件下で、残雪又は氷塊として積雪が越年する地域について表示する。 2. 広さが9月期の状態でおおむね図上2mm×2mm以上のものを表示する。 3. 0.15mmの円点をおおむね図上0.8mm間隔で配置する。
117	陰影			緑系で段階的に表現	陰影の色は所定の色とする。

第 10 節 水部の地形

(水部の地形)

第 52 条 「水部の地形」とは、湖底における起伏の状態並びに浅海域の干潟及び隠岩をいう。

2 湖底の水部の地形は、等深線及び湖底急斜面等の記号により地形の状況が分かるように表示する。ただし、地形の細部については、適宜、総合又は修飾して表示することができる。

(等深線及び表示の原則)

第 53 条 等深線は、水深の等しい点を結んだ曲線をいう。

2 湖底崖等において等深線を表示することが困難な場合には、省略することができる。

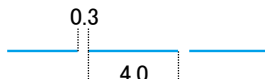
(注記の原則)

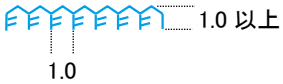
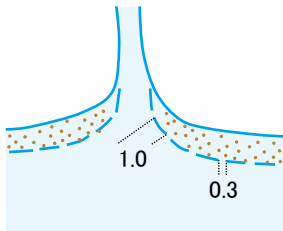
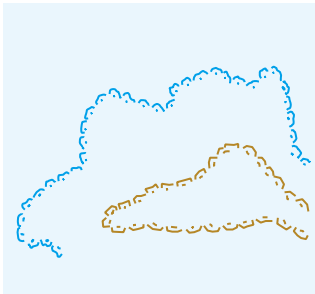
第 54 条 等深線の数値の表示は、次の各号による。

- 一 数値は、次条に定める計曲線及び補助曲線に表示する。ただし、湖底が平らな地域において等深線間隔が広い場合には、主曲線記号に表示することができる。
- 二 等深線の短径が図上 3mm 以上の微凹地及び微高地には、等深線の数値を表示する。
- 三 等深線の数値は、地形の表現が妨げられない位置に表示する。ただし、等深線の曲率が特に大きい部分には表示しない。

(水部の地形の記号の様式)

第 5 5 条 水部の地形の記号の様式は、次の表による。

番号	名 称		様 式			適 用
			記 号	線幅	色	
118	等深線	主曲線	(主曲線) 	0.08	100,0,0,0	1. この節において「主曲線」は、水面標高から起算して 10m ごとの等深線に適用する。 2. この節において「計曲線」は、水面標高から起算して 50m ごとの等深線に適用する。
119			(計曲線) 	0.15	100,0,0,0	
120			(等深線の数値) 	4.5pt	100,0,0,0	等深線を間断して表示する。
121		補助曲線		0.08	100,0,0,0	1. この節において「補助曲線」は、湖底の緩傾斜地又は複雑な地形を示す地域等で補助として表示する等深線に適用し、主曲線だけでは、その特徴を表現することが不十分な部分に適用する。 2. 補助曲線は、主曲線の間を 5m 又は 2.5m ごとに表示する。 3. 補助曲線は、等深線の数値を表示する。ただし、5m ごとの等深線の数値は、適宜省略することができる。
122	凹地			0.1 (矢印)	100,0,0,0	1. 湖底の局部的に窪んでいる地形の傾斜方向を表す。 2. 等深線を表示し、高い方から最深部の方向に矢印を表示する。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
123	湖底急斜面	(大)  (小) 	0.1	100,0,0,0	1.「湖底急斜面」は、湖底の急斜面及び急崖に適用し、高さがおおむね 3m 以上かつ長さがおおむね図上 3mm 以上のものを表示し、それより小規模のものは必要に応じて表示する。 2. 急斜面の正射影を記号の形状として表示する。ただし、射影の幅が図上1.0mm未満のものは1.0mmとする。傾斜を示す短線は、最大傾斜方向に表示する。 3. 小規模のものについては、傾斜を示す短線を最大傾斜方向に表示する。
124	干潟		0.1 (領域の境界部)	100,0,0,0	1.「干潟」は、干潮時には水面上に出て、満潮時には水面下に没する砂、泥等からなる平坦な地域に適用する。 2. 広さがおおむね図上5mm×5mm以上のものを表示する。 3. 領域は砂れき地の表示を準用する。 4. 河川が干潟に流れ込む場合は、その流路を努めて表示する。
125	隠顕岩		0.1	35,50,95,0 100,0,0,0	1. 干潮時には水面上に出て、満潮時には水面下に没する岩等を表示する。 2. 大きさがおおむね図上 1.5mm×1.5mm 以上のものを表示する。 3. 地域の状況を表現するために、干潮時においても水面下にある珊瑚礁を青色で表示することができる。

第 1 1 節 境界等

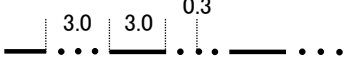
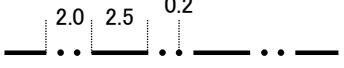
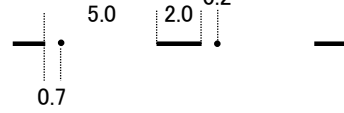
(境界等)

第 5 6 条 「行政界」とは、行政区画の境をいい、都府県界、北海道総合振興局・振興局界及び市区町村界に区分する。

2 「所属界」とは、海域又は行政界未定の湖沼内において、島等の所属を示す境界線をいう。

(境界等の記号の様式)

第 5 7 条 境界等の記号の様式は、次の表による。

番号	名 称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
	行政界	1.行政界は、原則として真位置を表示する。ただし、道路及び河川の中央を通る場合は、任意の側に転位して表示することができる。 2.未確定の行政界及び海部の行政界は表示しない。			
126	都府県界		0.3 0.1	0,0,0,100	
127	北海道総合振興局・振興局界		0.3	0,0,0,100	北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例(平成20年条例第78号)及び北海道行政組織規則(昭和41年北海道規則第21号)における所管区域による界。
128	市区町村界		0.2	0,0,0,100	都府県界及び北海道総合振興局・振興局界と重複する場合は表示しない。
129	所属界		0.2	0,0,0,100	

第 1 2 節 自然地名、行政名、居住地名

（自然地名）

第 5 8 条 「自然地名」とは、山、海、島等の名称をいう。

- 2 山の名称は、主要なものについて、その頂上部に対して注記する。
- 3 丘、塚、尖峰等の局所的な起伏地形の名称は、山の名称に区分する。
- 4 谷、沢の名称は、主要なものについて注記する。ただし、河川の記号が表示される場合は、本章第 2 節の規定を適用する。
- 5 島の名称は、原則として注記する。ただし、他の表示事項と錯雑するため注記することが困難な場合は、省略することができる。
- 6 島の名称と島における唯一の居住地の名称が同名であり、双方の表示位置が近接する場合は、居住地の名称をもって島の名称を兼ねることができる。
- 7 山、島の総称、山脈等の注記は、地域の中央に注記する。
- 8 瀬、淵、河原、州、岬、岩等の名称は、著名なもの又は地域の状況を表現するために必要なものについて注記する。

（行政名）

第 5 9 条 「行政名」とは、市、町、村、特別区の区（以下「市区町村」という。）及び政令指定都市の区の名称をいう。

- 2 行政名は、地域の中央付近に注記する。ただし、地域が狭小で注記が困難な場合は、省略することができる。
- 3 市区町村の飛地は、市区町村の名称に続けて「飛地」を付して注記する。
- 4 島が所属する市区町村の名称を図上で読みとることが困難な場合は、図上 3.0mm × 3.0mm 以上の島について、その行政名を注記する。ただし、多数の島が点在する場合には、所属する行政名をそれらの島々の中央部付近に注記し、個々の島に対する注記は省略する。

（居住地名）

第 6 0 条 「居住地名」とは、地方自治法又は住居表示に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 1 9 号）に基づく名称（公称）及び集落の名称（通称）をいい、取得されているデータの位置及び属性に応じて表示する。

- 2 居住地名の表示は、第 7 2 条の規定に基づき表示する。

第 1 3 節 注記

(注記)

第 6 1 条 「注記」とは、地形図における文字による表示をいい、地域、人工物、自然地物等の固有の名称（以下「固有名」という。）、特定の記号のないものの名称及び種類並びに標高、等高線数値等において用いる。

(注記の表示)

第 6 2 条 注記の表示は、次の各号による。

- 一 注記は、記号等とともに、地形図の内容を完全にし、かつ、読図を容易にするために、各節に定める位置に的確に表示する。
- 二 注記は、主要な表示事項を間断することにより読図を困難にすることのないよう、別に定めた範囲内において、適宜、その位置を移動して表示する。
- 三 特定の記号のないもので、特に表示する必要がある対象物の位置を示すため、指示点を表示することができる。

(使用する文字)

第 6 3 条 使用する文字は、産業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）に基づく日本産業規格 JIS X 0213 の例示字形に該当する文字とし、文字コードは JIS X 0221 とする。また、文字符号化方式は UTF-8 とする。

(文字の色)

第 6 4 条 文字の色は、黒色、茶色、青色、緑色、灰色及び白抜きを用いて、第 7 3 条の規定に基づき表示する。

(書体)

第 6 5 条 書体は、ゴシック体とする。

(字形)

第 6 6 条 字形は、直立体と傾斜体を用いて、第 7 3 条の規定に基づき表示する。

(字大)

第 6 7 条 「字大」とは、文字を囲んだ四辺形の高さをいう。

(字隔)

第 6 8 条 「字隔」とは、一つの注記において、隣接する文字と文字との間隔をいい、一つの注記の字隔は全て等間隔とする。

(字列)

第69条 「字列」とは、一つの注記の配列をいい、次の各号による。

- 一 水平字列 文字を横書きにする配列をいい、字列を緯線の接線に対して平行にし、左から右に向かって読むようにする。
- 二 垂直字列 文字を縦書きにする配列をいい、字列を緯線の接線に対して垂直にする。
- 三 斜向字列 線状等の対象物に沿わせて各文字を表示する配列をいい、直線字列、曲線字列、折線字列に区分する。この場合、対象物の傾きが緯線に対して45度未満の場合は横書きに、45度以上の場合は縦書きになるようにする。
 - イ 直線字列 線状対象物に直線で沿った配列をいう。
 - ロ 曲線字列 線状対象物に曲線で沿った配列をいう。
 - ハ 折線字列 前二号並びにイ及びロにより表示することが不適当な場合、対象物の形状に沿わせて、その内部に表示する配列をいい、各文字の下辺は、緯線の接線に対して平行になるようにする。

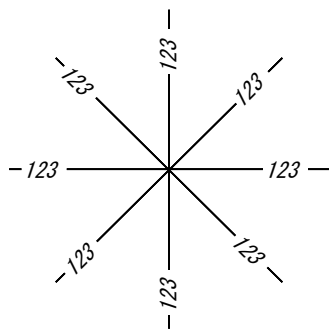
(ふりがな)

第70条 ふりがなは、読みが難解な注記に対して表示し、字大は4ptとする。

- 2 横書きの場合は漢字の上側に、縦書きの場合は漢字の右側に表示し、漢字との間隔は図上0.2mmとする。

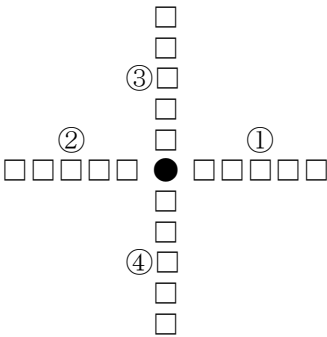
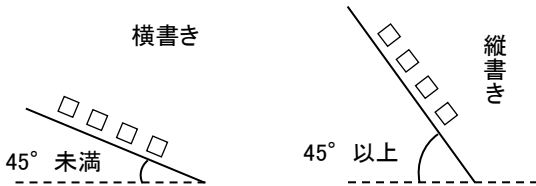
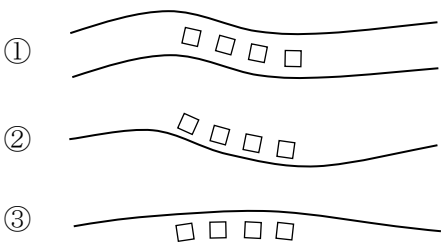
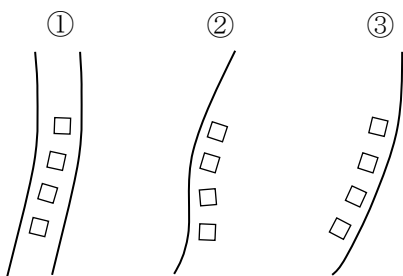
(アラビア数字)

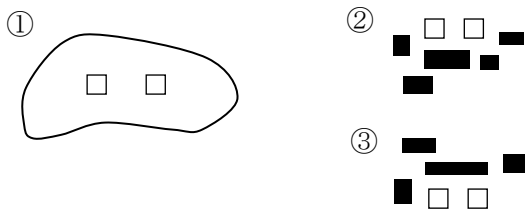
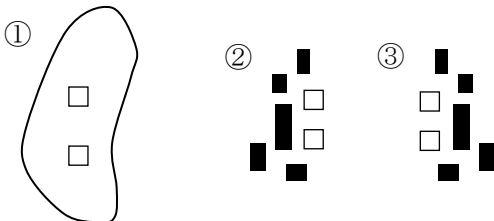
第71条 アラビア数字による注記の向きは、次の図例による。



(注記の配置)

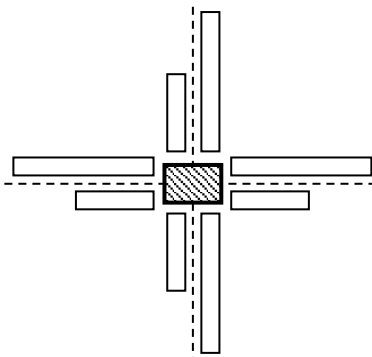
第 7 2 条 注記の配置は、次の図例により表示する。

注記の 区分	配 列	注記の位置及び注記の表示優先順位 ※①②等の数字は表示優先順位を示す。	備 考
小対象物	水平字列 垂直字列	 ※ 基準点の標高は①又は②とする。(基準点の右側又は左側に水平字列により表示)	対象物との間隔は、図上約0.2mmとする。
線状 対象物	斜向字列	横書き  45° 未満 45° 以上 縦書き	対象物の外側に表示する場合には、対象物と注記との間隔は、字大の1/2を標準とする。
	(曲線字列)	横書き  ① ② ③ 縦書き  ① ② ③	

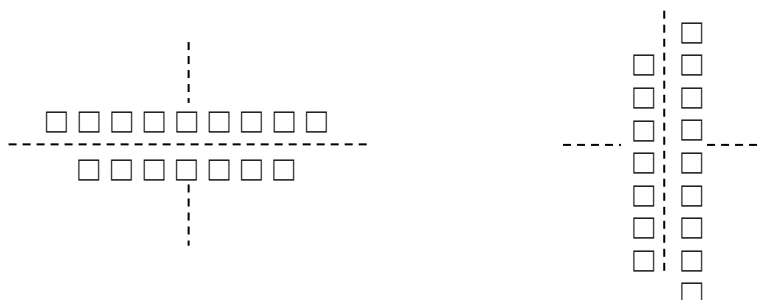
注記の 区分	配 列	注記の位置及び注記の表示優先順位 ※①②等の数字は表示優先順位を示す。	備 考
面状 対象物	水平字列		対象物の外側に表示する場合には、対象物と注記との間隔は、1字大を標準とする。
	垂直字列		対象物の外側に表示する場合には、対象物と注記との間隔は、1字大を標準とする。

2 字列を二列で表示する場合は、字列の間隔を字大の1/2とするほか次の各号による。

一 小対象物の注記にあっては、次の図例のとおり、対象物側の文字をそろえ、二列の間の中心線を対象物の中央に一致させる。



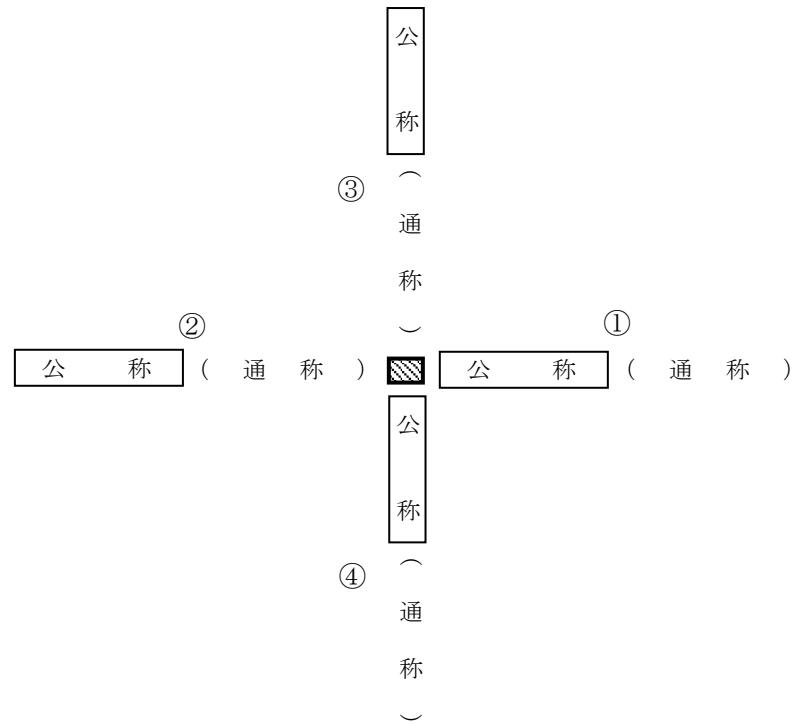
二 面状対象物の注記にあっては、次の図例のとおり、各列の中央を対象地域の中央に一致させる。



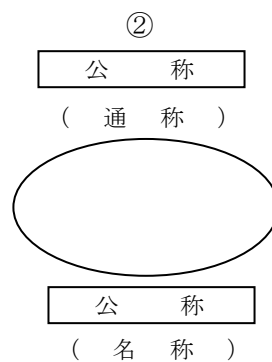
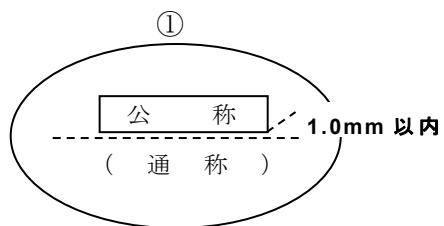
- 3 公称に通称を併記する場合は、次の図例により表示する。ただし、小対象物及び線状対象物の注記において、下側又は右側に列記する場合、公称及び通称の間隔は、それぞれの字隔と等しくし、面状対象物の注記において、通称の字列が公称より長くなる場合は、通称の字大及び字隔を小さくすることができる。

(①②③④は優先順位)

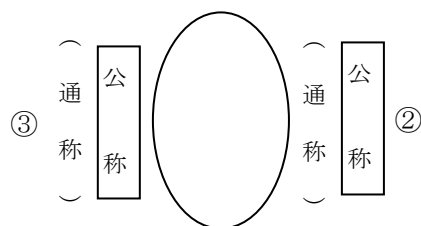
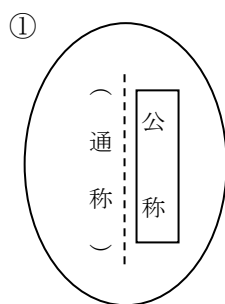
・小対象物



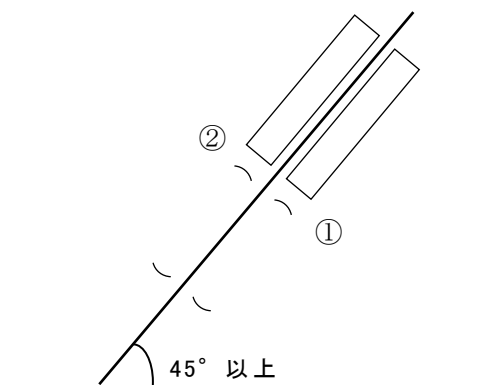
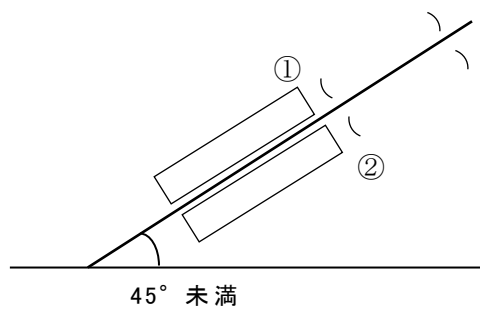
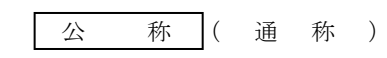
• 面状对象物
(水平字列)



(垂直字列)



• 線状对象物



(注記の適用)

第73条 注記の適用は、原則として、次の表による。

分類	対 象	字大(pt)	字隔	字形	文字色(CMYK)
基準点等	電子基準点、三角点、地殻変動観測点、VLBI 観測点	整数 4.5 小数 4.0	1/10	直立体	0,0,0,100
	水準点、日本水準原点				
	特別標高点、標高点、水面標高				
	水深	5	1/10	直立体	100,0,0,0
	等高線数値部	5	1/10	傾斜体	25,50,95,0
	等深線数値部	5	1/10	傾斜体	100,0,0,0
行政区画	市区町村	13	1/4	直立体	0,0,0,100
	飛び地	7.5	1/4		
居住地名	公称	6	1/10	直立体	0,0,0,100
	通称	5.5	1/10	直立体	0,0,0,75
山地	山の総称	11	2	傾斜体	0,0,0,100
	山、岳、峰等	8	1/10		
	尖峰、丘、塚等	6	1/10		
河川、湖池	湖、沼、池、浦等	別表 1		傾斜体	0,0,0,100
	河川、用水等	別表 2			
	沢、瀬、淵、瀨、谷、峡、雪渓、河原、州、滝、浜、崎、半島、尻、島等	6	1/4		
陸域自然地名	高原、原、森、林、砂丘、湿原	別表 1		傾斜体	0,0,0,100
	岩、溶岩、崖、鍾乳洞、温泉、湧水、噴泉、噴火口、峠、坂等	6	1/10		
海域・海岸地形	海、湾、灘、淵、浦、瀬、海峡、瀬戸等	別表 1		傾斜体	0,0,0,100
	海岸、浜、半島				
	岬、鼻、崎、磯、敷等	5.5	1/10		
島	群島、列島、島の総称等	別表 1		傾斜体	0,0,0,100
	島				
	はえ、岩礁等	6	1/10		
交通施設 (陸上)	道路名	7	1/10	直立体	100,40,100,0
	道路施設(IC、PA、道の駅等)	6	1/10		
	道路構造物(橋、トンネル等)	5.5	1/10		
	国道番号	4	0	直立体	0,0,0,0 (100,50,0,0)
	鉄道路線名	7	1/10	直立体	100,40,100,0
	鉄道駅名	6	1/10		
	鉄道構造物(橋、トンネル、操車場等)	6	1/10		
交通施設 (水上)	港湾名	別表 1		直立体	100,40,100,0
	港湾施設(フェリー発着所、埠頭等)	6	1/10		
交通施設 (航空)	空港名	別表 1			

分類	対 象	字大(pt)	字隔	字形	文字色 (CMYK)
構造物	構造物名称(高塔、煙突等)	6	1/10	直立体	0,0,0,100
	ダム	6	1/10		
	せき	6	1/10		
	河川・海岸施設(水門、堤防)	6	1/10		
土地利用	土地利用名(演習場、ゴルフ場、遊園地、建設予定地等)	別表1		直立体	0,0,0,100
	史跡・名勝・天然記念物	6	1/10		
	漁港	6	1/10		
	公園	別表1			
建物	合同庁舎	5.5	1/10	直立体	0,0,0,100
	国の機関(合同庁舎、矯正施設及び自衛隊を除く)	5.5	1/10		
	矯正施設(刑務所、少年院等)	5.5	1/10		
	自衛隊・米軍	5.5	1/10		
	都道府県庁	5.5	1/10		
	大学・大学院	5.5	1/10		
	短期大学	5.5	1/10		
	高等専門学校	5.5	1/10		
	特別支援学校	5.5	1/10		
	水族館・動植物園	5.5	1/10		
	発電所等	5.5	1/10		
	料金所	5.5	1/10		
	神社	5.5	1/10		
	寺院	5.5	1/10		
	商業施設	5.5	1/10		
	高層施設	5.5	1/10		
	文教施設	5.5	1/10		
	その他の主要・著名な建物	5.5	1/10		
その他	ふりがな	4	1/10	直立体	0,0,0,75
	鉱山の鉱種名	4.5	1/10	直立体	0,0,0,100
	その他	6	1/10		

別表 1

注記対象物の図上面積	字大 ^{注1} (pt)	字隔 ^{注1}
4 cm × 4cm 未満	6	1/10
8 cm × 8 cm 未満	9	1/2
8 cm × 8 cm 以上	11	1

別表 2

河川・用水等の図上幅	字大 ^{注2} (pt)	字隔 ^{注2}
2 mm 未満	6	1/4
2 mm 以上 ~ 10 mm 未満	7.5	1/2
10 mm 以上 ~ 30 mm 未満	9	1
30 mm 以上	11	2

注1 字大・字隔は原則として別表1に示すとおりとするが、経過措置として、注記対象物の図上面積が4cm×4cm 以上の場合も字大を6pt、字隔を1/10とすることができる。

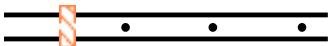
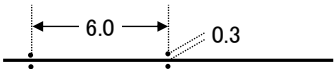
注2 字大・字隔は原則として別表2に示すとおりとするが、経過措置として字大を6pt、字隔を1/10とすることができる。

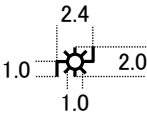
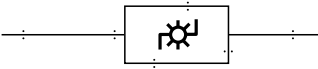
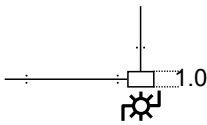
第3章 付属資料（主題情報）

（付属資料（主題情報））

第74条 付属資料は電子国土基本図（地図情報）の基本項目以外の項目で、本図式の適用される以前に取得された2万5千分1地形図の情報に基づいている。ただし、データの確認・更新がなされていないものを含む。

2 付属資料の記号の様式は、次の表による。

番号	名称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
130	料金所		0.1 (外形) 0.08 (斜線)	0,45,50,0	「料金所」は、有料道路の料金を徴収する施設に適用する。
131	電波塔		0.1	0,0,0,100	記号の真位置は、直立する記号中央の最下点とする。
132	送電線		0.1	0,0,0,100	1. 道路、鉄道、建物の記号内は表示しない。 2. 図上6.0mm間隔で実線の両側に円記号を表示する。ただし、道路等と重なる場合は、円記号を省略する。
133	輸送管	(空間) 	0.1	0,0,0,100	1. 地上(2.を除く。)の輸送管は、輸送管位置を中心に、図上幅0.3mmの領域線を表示する。 2. 地上(地表に接しているものに限る。)及び地下の輸送管は表示しない。

番号	名称	様 式			適 用
		記 号	線幅	色	
134	発電所等		0.2	0,0,0,100	1.「発電所等」は、発電所、変電所及び開閉所に適用し、原則として、管理施設等の主要な建物に記号を表示する。 2. 地下の発電所は表示しない。ただし、地域の状況を説明するために必要な場合は、特定地区界でその概形を示し「○ ○地下発電所」と注記する。 3. 変電所及び開閉所は、好目標となるものを表示する。  4. 建物のない変電所は、短辺が図上1.0mm以上のものについて変電施設の外周を送電線で表示する。ただし、この基準に満たないものであっても好目標となるものは、短辺を図上1.0mmとして表示する。 

附 則

(施行の期日)

第1条 この図式は、平成25年11月1日から適用する。

(図式の廃止)

第2条 平成21年2万5千分1地形図図式（平成21年国地達第13号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この図式の施行前に作成された地形図及びこの図式の施行の際、現に作成中の地形図については、なお従前の例による。

附 則

この達は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この達は、令和元年9月1日から施行する。ただし、第63条の改正規定は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年5月30日法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。

附 則

この達は、令和6年5月16日から施行する。

附 則

この達は、令和8年3月30日から施行する。

付録 A 整飾

1. 整飾

「整飾」とは、図郭を表示し、地形図の読解に必要な事項等を図郭の周辺に表示して、その内容及び体裁を整えることをいう。

2. 整飾の表示事項

整飾の表示事項は、次のとおりとする。

- ・ 図郭
- ・ 経緯度の数値及び分目盛
- ・ 隣接地形図の図郭位置
- ・ 隣接図名
- ・ 地形図の図名
- ・ 地形図の番号
- ・ 索引図
- ・ 地域図
- ・ 行政区画及び行政名
- ・ 地形図の基準
- ・ 測量履歴
- ・ 発行者名
- ・ 発行年月日及び刷数
- ・ 商品コード
- ・ 記号凡例
- ・ 縮尺及び縮尺目盛

3. 図郭の表示

「図郭」とは、第 11 条に基づく地形図の区画をいい、図上幅 0.1mm の黒色線で表示する。ただし、線の内側が図郭線の真位置とする。

4. 基本区画の位置及び分目盛

- (1) 基本区画の位置は、図郭線の外側に幅 0.2mm、長さ 2mm の黒色線を付して表示する。黒色線には経緯度の数値を付記する。
- (2) 「分目盛」とは、図郭線の外側に表示する経緯度 1 分ごとの線をいい、幅 0.2mm、長さ 2mm の茶色線で表示する。

5. 隣接地形図の図郭位置

隣接地形図の図郭位置（重複範囲）は、図郭線の外側に赤色マスク色の三角形で表示する。三角形は高さ 1.5mm の正三角形とし、頂点の位置が隣接地形図の図郭線となるように表示する。

6. 隣接図名

隣接図名は、図郭線外側に地形図の図名、20 万分 1 地勢図の名称に地形図の番号を併記し、「筑波（水戸 15 号－4）」のように表示する。

7. 地形図の図名

地形図の図名は、左上の水色の枠内に表示し、読み仮名を入れる。また、右下の縮尺目盛りの上にも表示する。

8. 地形図の番号

- (1) 地形図の番号は、地球上における地形図の位置を示すもので、100 万分 1 日本、20 万分 1 地勢図、5 万分 1 地形図及び 2 万 5 千分 1 地形図の番号を連記して、「NI-54-24-7-1」のように表示する。また、その下には、20 万分 1 地勢図の名称に 5 万分 1 地形図及び 2 万 5 千分 1 地形図の番号を併記し、「(水戸 7 号－1)」のように表示する。

(2) 番号は区画に含まれるもののうち代表的なものを一つ表示する。

9. 索引図

「索引図」とは、その地形図に隣接する図名及びそれらの関係位置を示す図をいい、表示は次の各号による。

- ①中央部に当該地形図図名を配置し、関係地形図の図名を表示する。
- ②当該地形図の図郭は、幅 0.1mm の黒色線で表示し、内部を茶色とする。
- ③当該地形図が、索引図の範囲に分図を持つ場合は、分図も含めて②を適用する。
- ④分図の位置関係を示すため、矢印を表示することができる。
- ⑤図名の字数が 6 文字以上の場合は、これを適宜の字数にわけて 2 行として表示する。

10. 地域図

- (1) 「地域図」とは、250 万分 1 の地図において、当該地形図の本図の位置を示した図をいう。
- (2) 当該地形図の位置は茶色で示し、水部は水色で表示する。また、次の各号の地物等から適宜選択して表示する。

- ①海・湖
- ②地域を代表する都市の名称及び市役所等の位置
- ③都道府県の名称及び境界
- ④主要な島・山・湖等の名称

11. 行政区画及び行政名

- (1) 「行政区画」とは、当該地形図内における行政区画の概形を示す図をいう。
 - ①行政界、海岸線及び主要な湖の湖岸線を表示し、水部を水色とする。
 - ②各行政区画には、行政コード順にアルファベットの索引文字を表示する。ただし、北海道については、当該市町村を所管する総合振興局及び振興局（以下「振興局」という。）ごとにまとめて表示する。
 - ③行政区画の外側に図郭線延長を 0.01cm 単位で表示する。
- (2) 行政名は、行政コード順に表示し、町村については郡名を併せて表示する。ただし、北海道については、市町村名の上段に振興局名を表示し、当該振興局の所管する市町村を行政コード順に表示する。
- (3) 当該地形図が行政区画の範囲に分図を持つ場合には、分図についても表示する。
- (4) 当該地形図に未定境界がある場合、該当する行政名を列挙して表示する。

12. 地形図の基準

「地形図の基準」とは、次の各号に規定する経緯度及び高さの基準、図式等をいい、「○」に文字又は数値を入れて表示する。

- ①経緯度の基準は世界測地系
- ②（湖沼調査した湖を含む場合）
高さの基準は、○○○の○○海面、湖沼の深さの基準は、その湖沼の基準水面
（湖沼調査した湖を含まない場合）
高さの基準は、○○○の○○海面
- ③等高線及び等深線の間隔は、10 メートル
- ④投影はユニバーサル横メルカトル図法、座標帯は第○○帯、中央子午線は東経○○○°
- ⑤図式は平成 25 年 2 万 5 千分 1 地形図図式
- ⑥磁気偏角は西偏○° ○○′
- ⑦図郭に付した▽は隣接図の図郭の位置、▽は日本測地系による地形図の図郭の位置
- ⑧図郭に付した数値は、黒色の短線の経緯度（茶色の短線は、経緯度 1 分ごとの目盛）

13. 測量履歴

- (1) 「測量履歴」とは、調製年月をいう。
- (2) 調製年月は、当該地形図を電子国土基本図データベースから図郭にあわせて切り出し、調製作業を行った年月を表示する。

1 4. 発行者名

発行者名は、「著作権所有兼発行者 国土地理院」と表示する。

1 5. 発行年月日及び刷数

(1) 「発行年月日」とは、刊行年月日をいう。

(2) 刷数は新刊時に1刷とし、補給印刷時に指摘事項等の訂正を行った場合は、1を加える。

1 6. 商品コード

商品コードは、日本産業規格により制定されている JAN コードを用い、左下に表示する。

1 7. 記号凡例

記号凡例は、主要なものを下段に表示する。

1 8. 縮尺及び縮尺目盛

(1) 縮尺は2万5千分1とし、左上及び右下に表示する。

(2) 右下の縮尺の下には、長さ8cmの縮尺目盛を表示する。

付録B 包括図

1. 定義

- (1) 「包括図」とは、地形図の海部に岬、離島等を分図として挿入したものをいう。
- (2) 分図の縮尺は、原則として、2万5千分1とする。

2. 本図と接する分図

包括図として、分図を挿入する地形図（以下「本図」という。）と分図が接している場合には、原則として、本図及び周辺図との間に重複部を確保して分図を作成する。

3. 本図と接しない分図

- (1) 本図と分図が接していない場合には、分図に図名及び上段の地形図番号を付与し、本図と分図の位置関係を表す、位置図を表示する。
- (2) 位置図の縮尺は、原則として、50万分1とする。ただし、必要に応じて異なる縮尺とすることができる。

4. 地形図の基準

分図において、地形図の基準、測量履歴が本図と異なる場合には、分図の図郭下に表示する。

： 〃 〃